表２　家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW超5.0kW以下	5.5
	5.0kW超6.3kW以下	5.0
	6.3kW超28.0kW以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW以下	5.2
	3.2kW超4.0kW以下	4.8
	4.0kW超28.0kW以下	4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW以下	5.4
	4.0kW超7.1kW以下	5.4
	7.1kW超28.0kW以下	5.4

表３　業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの	四方向カセット形	3.6kW未満	E＝6.0
		3.6kW以上10.0kW未満	E＝6.0－0.083×（A－3.6）
		10.0kW以上20.0kW未満	E＝6.0－0.12×（A－10）
		20.0kW以上28.0kW以下	E＝5.1－0.060×（A－20）
	四方向カセット形以外	3.6kW未満	E＝5.1
		3.6kW以上10.0kW未満	E＝5.1－0.083×（A－3.6）
		10.0kW以上20.0kW未満	E＝5.1－0.10×（A－10）
		20.0kW以上28.0kW以下	E＝4.3－0.050×（A－20）
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW未満	E＝5.7
		10.0kW以上20.0kW未満	E＝5.7－0.11×（A－10）
		20.0kW以上40.0kW未満	E＝5.7－0.065×（A－20）
		40.0kW以上50.4kW以下	E＝4.8－0.040×（A－40）
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW未満	E＝4.9
		20.0kW以上28.0kW以下	E＝4.9
	ダクト形	20.0kW未満	E＝4.7
		20.0kW以上28.0kW以下	E＝4.7

備考）１　「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

２　E及びAは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

３　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第213号（平成21年６月22日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑶」による。

⑵　目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10―２　ガスヒートポンプ式冷暖房機

⑴　品目及び判断の基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機	【判断の基準】 ①期間成績係数が1.07以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、ＪＩＳ　Ｂ　8627に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。

２　期間成績係数については、ＪＩＳ　Ｂ　8627に規定する方法により算出するものとする。

３　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

４　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

⑵　目標の立て方

当該年度のガスヒートポンプ式冷暖房機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

10―３　ストーブ

⑴　品目及び判断の基準等

ストーブ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。